

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(国内及び国外にわたって行われる旅客又は貨物の輸送等) 5 - 7 - 13 事業者が対価を得て行う令第6条第2項第1号から第3号まで《資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定》に規定する国内及び国外にわたって行われる旅客若しくは貨物の輸送、通信又は郵便若しくは<u>信書便</u>(民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項《定義》に規定する「<u>信書便</u>」をいう。<u>以下7 - 2 - 23までにおいて同じ。</u>)については、国内を出発地若しくは発送地、発信地又は差出地とするもの及び国内を到着地、受信地又は配達地とするもののすべてが国内において行われた課税資産の譲渡等に該当し、法第7条第1項第3号《国際輸送等に係る輸出免税等》又は令第17条第2項第5号若しくは第7号《国際郵便等に係る輸出免税》の規定の適用を受けることになるのであるから留意する。 (非課税の対象となる有価証券等の範囲) 6 - 2 - 1 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。 (1) 省略 (2) (1)に類するもの イ～ヘ 省略 (注) 1 省略 2 (2)口には、例えば、令第1条第2項第3号《登録国債等の範囲》に規定する登録国債等、<u>社債等の振替に関する法律(以下6 - 3 - 1において「<u>社債等振替法</u>」という。)</u>の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの、株券の発行がない株式、新株引受権、新株予約権、優	(国内及び国外にわたって行われる旅客又は貨物の輸送等) 5 - 7 - 13 事業者が対価を得て行う令第6条第2項第1号から第3号まで《資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定》に規定する国内及び国外にわたって行われる旅客若しくは貨物の輸送、通信又は郵便については、国内を出発地若しくは発送地、発信地又は差出地とするもの及び国内を到着地、受信地又は配達地とするもののすべてが国内において行われた課税資産の譲渡等に該当し、法第7条第1項第3号《国際輸送等に係る輸出免税等》又は令第17条第2項第5号若しくは第7号《国際郵便等に係る輸出免税》の規定の適用を受けることになるのであるから留意する。 (非課税の対象となる有価証券等の範囲) 6 - 2 - 1 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。 (1) 同左 (2) (1)に類するもの イ～ヘ 同左 (注) 1 同左 2 (2)口には、例えば、令第1条第2項第3号《登録国債等の範囲》に規定する登録国債等、<u>同項第5号《短期社債等の範囲》に規定する短期社債等</u>、株券の発行がない株式、新株引受権、新株予約権、優先出資法又は資産流動化法に規定する優先出資証券の発行がない優先出資、優先出資法に規定す

改 正 後	改 正 前
先出資法又は資産流動化法に規定する優先出資証券の発行がない優先出資、優先出資法に規定する優先出資引受権及び<u>投資信託法</u>に規定する投資証券の発行がない投資口が該当する。 (金融取引及び保険料を対価とする役務の提供等) 6-3-1 法別表第一第3号《利子に対価とする貸付金等》の規定においては、おおむね次のものを対価とする資産の貸付け又は役務の提供が非課税となるのであるから留意する。 (1)～(12) 省略 (13) 有価証券(その権利の帰属が<u>社債等振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの及び</u>令第1条第2項第3号《登録国債等の範囲》に規定する登録国債等を含み、ゴルフ場利用株式等を除く。)の賃貸料 (14)～(17) 省略 (保険料に類する共済掛金の範囲) 6-3-3 令第10条第3項第13号《保険料に類するものを対価とする役務の提供》に規定する「保険料に類する共済掛金」には、法令等により組織されている団体が法令等の規定に基づき、当該団体の構成員のために行う共済制度(人の生死若しくは傷害又は資産の損失その他偶発的事由の発生を共済金の保険事故とする共済制度に限る。以下6-3-3において同じ。)に基づいて当該構成員が負担する共済掛金のほか、任意の互助組織による団体が当該団体の構成員のために行う任意の共済制度に基づいて当該構成員が負担する共済掛金が含まれる。 (注) 所法令第167条の2《特定の損失等に充てるための負担金の必要経費算入》若しくは法法令第136条《特定の損失等に充てるための負担金の損金算入》に規定する負担	る優先出資引受権及び<u>証券投資法</u>に規定する投資証券の発行がない投資口が該当する。 (金融取引及び保険料を対価とする役務の提供等) 6-3-1 法別表第一第3号《利子に対価とする貸付金等》の規定においては、おおむね次のものを対価とする資産の貸付け又は役務の提供が非課税となるのであるから留意する。 (1)～(12) 同左 (13) 有価証券(令第1条第2項第3号《登録国債等の範囲》に規定する登録国債等<u>及び同項第5号《短期社債等の範囲》に規定する短期社債等</u>を含み、ゴルフ場利用株式等を除く。)の賃貸料 (14)～(17) 同左 (保険料に類する共済掛金の範囲) 6-3-3 令第10条第3項第13号《保険料に類するものを対価とする役務の提供》に規定する「保険料に類する共済掛金」には、法令等により組織されている団体が法令等の規定に基づき、当該団体の構成員のために行う共済制度(人の生死若しくは傷害又は資産の損失その他偶発的事由の発生を共済金の保険事故とする共済制度に限る。以下6-3-3において同じ。)に基づいて当該構成員が負担する共済掛金のほか、任意の互助組織による団体が当該団体の構成員のために行う任意の共済制度に基づいて当該構成員が負担する共済掛金が含まれる。 (注) 所法令第167条の2《特定の損失等に充てるための負担金の必要経費算入》若しくは法法令第136条《特定の損失等に充てるための負担金の損金算入》に規定する負担

改 正 後	改 正 前
金又は租特法第 28 条第 1 項各号《特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例》若しくは第 66 条の 11 第 1 項各号《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》に掲げる負担金又は掛金（これらの負担金又は掛金のうち令第 10 条第 3 項第 13 号以外の各号《利子に対価とする貸付金等》に該当するものを除く。）は、令第 10 条第 3 項第 13 号に規定する保険料に類する共済掛金その他の保険料に類するものに含まれる。 （郵便切手類の範囲） 6 - 4 - 2 法別表第一第 4 号イ《郵便切手類等の譲渡》の規定により非課税となる「郵便切手類」とは次のものをいい、<u>郵便切手類販売所等に関する法律第 1 条《定義》に規定する郵便切手を保存用の冊子に収めたものその他郵便に関する料金を示す証票に関し周知し、又は啓発を図るための物及び日本郵政公社が販売する封筒その他郵便の利用上必要な物は、これに含まれないのであるから留意する。</u> (1) 郵便切手 (2) <u>郵便葉書</u> (3) 郵便書簡 <u>(4) 郵便に関する料金の支払用のカード</u> （物品切手等に該当するかどうかの判定） 6 - 4 - 4 法別表第一第 4 号ハ《物品切手等の譲渡》に規定する「物品切手等」とは、次のいずれにも該当する証書をいうものとして取り扱う。 (1) 省略 (2) 給付請求権利者が当該証書と引換えに一	金又は租特法第 28 条の 2 第 1 項各号《特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例》若しくは第 66 条の 11 第 1 項各号《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》に掲げる負担金又は掛金（これらの負担金又は掛金のうち令第 10 条第 3 項第 13 号以外の各号《利子に対価とする貸付金等》に該当するものを除く。）は、令第 10 条第 3 項第 13 号に規定する保険料に類する共済掛金その他の保険料に類するものに含まれる。 （郵便切手類の範囲） 6 - 4 - 2 法別表第一第 4 号イ《郵便切手類等の譲渡》の規定により非課税となる「郵便切手類」とは次のものをいい、<u>郵便法第 33 条第 2 項《切手類の発行及び販売等》に規定する郵便切手帳等は、これに含まれないのであるから留意する。</u> (1) 郵便切手 (2) <u>官製葉書</u> (3) 郵便書簡 <u>(4) 現金封筒</u> <u>(5) 小包郵便物包装物品</u> <u>(6) 上記(1)から(5)及び郵便切手帳等の給付を受けることができるいわゆるプリペイドカード</u> （物品切手等に該当するかどうかの判定） 6 - 4 - 4 法別表第一第 4 号ハ《物品切手等の譲渡》に規定する「物品切手等」とは、次のいずれにも該当する証書をいうものとして取り扱う。 (1) 同左 (2) 給付請求権利者が当該証書と引換えに一

改 正 後	改 正 前
定の物品の給付若しくは貸付け又は特定の役務の提供を受けたことによって、その対価の全部又は一部の支払債務を負担しないものであること。 (注) いわゆるプリペイドカード(<u>6 - 4 - 2の(4)</u>に該当するものを除く。)は、物品切手等に該当する。 (社会福祉関係の非課税範囲) 6 - 7 - 5 法別表第一第7号口《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。 (注) 省略 (1) 省略 (2) 第二種社会福祉事業 イ 省略 ロ 児童福祉法に規定する児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、<u>放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、</u>同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営む事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業 ハ 母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び<u>同法に規定する母子福祉施設を営む事業</u> ニ 省略 ホ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者	定の物品の給付若しくは貸付け又は特定の役務の提供を受けたことによって、その対価の全部又は一部の支払債務を負担しないものであること。 (注) いわゆるプリペイドカード(<u>6 - 4 - 2の(6)</u>に該当するものを除く。)は、物品切手等に該当する。 (社会福祉関係の非課税範囲) 6 - 7 - 5 法別表第一第7号口《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。 (注) 同左 (1) 同左 (2) 第二種社会福祉事業 イ 同左 ロ 児童福祉法に規定する児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業<u>又は放課後児童健全育成事業、</u>同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営む事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業 ハ 母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭居宅介護等事業又は寡婦居宅介護等事業、<u>同法に規定する母子福祉施設を営む事業及び父子家庭居宅介護等事業(現に児童を扶養している配偶者のない男子がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じた場合に、その者につきその者の居宅において乳幼児の保育、食事の世話その他日常生活上の便宜を供与する事業であって、母子家庭居宅介護等事業その他これに類する事業を営む者が行うものをいう。)</u> ニ 同左 ホ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者

改 正 後	改 正 前
居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業、<u>手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業</u>、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業 ヘ～ワ 省略 (3) 省略 (輸出免税等の具体的範囲) 7-2-1 法第7条第1項及び令第17条各項《輸出免税等の範囲》の規定により輸出免税とされるものの範囲は、おおむね次のようになるのであるから留意する。 (1)～(8) 省略 (9) 国内と国外との間の通信又は<u>郵便若しくは信書便</u> (10)・(11) 省略 (非居住者に対する役務の提供で免税とならないものの範囲) 7-2-16 令第17条第2項第7号《非居住者に対する役務の提供のうち免税となるものの範囲》において輸出免税の対象となるものから除かれる非居住者に対する役務の提供には、例えば、次のものが該当する。 (1)～(8) 省略 (9) 国内間の電話、<u>郵便又は信書便</u> (10) 省略 (輸出証明書等) 7-2-23 法第7条第2項《輸出証明》に規定する「その課税資産の譲渡等が……、財務省令で定めるところにより証明されたもの」又は租税法規則第36条第1項《外航船等に積み込む物	居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業又は<u>手話通訳事業</u>、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業 ヘ～ワ 同左 (3) 同左 (輸出免税等の具体的範囲) 7-2-1 法第7条第1項及び令第17条各項《輸出免税等の範囲》の規定により輸出免税とされるものの範囲は、おおむね次のようになるのであるから留意する。 (1)～(8) 同左 (9) 国内と国外との間の通信又は<u>郵便</u> (10)・(11) 同左 (非居住者に対する役務の提供で免税とならないものの範囲) 7-2-16 令第17条第2項第7号《非居住者に対する役務の提供のうち免税となるものの範囲》において輸出免税の対象となるものから除かれる非居住者に対する役務の提供には、例えば、次のものが該当する。 (1)～(8) 同左 (9) 国内間の電話、<u>郵便</u> (10) 同左 (輸出証明書等) 7-2-23 法第7条第2項《輸出証明》に規定する「その課税資産の譲渡等が……、財務省令で定めるところにより証明されたもの」又は租税法規則第36条第1項《外航船等に積み込む物

改 正 後	改 正 前
品の譲渡等に係る免税》に規定する「承認を受けた事実を証明する書類」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の帳簿又は書類となるのであるから留意する。 (1) 省略 (2) 法第 7 条第 1 項第 3 号《輸出免税等》に掲げる輸送若しくは通信又は令第 17 条第 2 項第 5 号《輸出取引等の範囲》に掲げる<u>郵便若しくは信書便</u>である場合 規則第 5 条第 1 項第 3 号《国際輸送等の輸出証明》に規定する帳簿又は書類 (3)・(4) 省略	品の譲渡等に係る免税》に規定する「承認を受けた事実を証明する書類」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の帳簿又は書類となるのであるから留意する。 (1) 同左 (2) 法第 7 条第 1 項第 3 号《輸出免税等》に掲げる輸送若しくは通信又は令第 17 条第 2 項第 5 号《輸出取引等の範囲》に掲げる<u>郵便</u>である場合 規則第 5 条第 1 項第 3 号《国際輸送等の輸出証明》に規定する帳簿又は書類 (3)・(4) 同左